

無人航空機の所有者の把握に関する自主的取組について（要請）

平成27年12月10日
経 済 産 業 省
製 造 産 業 局

近年、無人航空機は、技術の発展による機能及び性能の向上に伴い、利活用の範囲が拡大しています。無人航空機の適正な利活用をさらに拡大するには、その技術や機体の機能・性能に関する専門的な知識を有する製造事業者と、機体を所有し現場で利用する者（所有者）とが十分な結節点を持ち、双方向の情報交換等を通じて、安全な飛行に関する情報や技術的サポートの提供、現場における利用実態やニーズの把握等を進めることが重要と考えられます。また、製造事業者と所有者がそのような関係にあることで、無人航空機が事故等によって所有者から遊離した場合にも、その機体の所有者の特定や事故等の原因調査、更なる事故等の防止に向けた機体の改良や所有者への情報提供等も円滑に行うことができます。

これらを踏まえ、製造・輸入事業者等及び販売事業者等に対し、下記の自主的取組を行うよう要請します。

なお、本要請における「無人航空機」とは、航空法における定義と同様に「飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船であって構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの（200g未満の重量（機体本体の重量とバッテリーの重量の合計）のものを除く）」とします。

記

1. 製造・輸入事業者等による自主的取組

無人航空機の製造事業者（製造委託の場合は委託者）は、他者に販売する機体について、次の①～⑤の自主的取組を行う。また、輸入事業者は、①～⑤の自主的取組を行う製造事業者の機体を輸入するか、又は、製造事業者に代わって①～⑤の自主的取組を行う。

なお、これらについては、団体等の取組として複数の事業者が共同して行う形でもよい。

- ① 個別の機体を特定することができる製造番号、登録番号、記号等を機体に表示する。
- ② 所有者情報（氏名又は名称、住所、連絡先（電話番号、メールアドレス等）及び所有する機体の製造番号等）の提供（以下「ユーザー登録」という。）を所有者から受けるための方法を確立する。

（例）

- ・ 所有者が郵送等によってユーザー登録を行える書面を機体に添付する。
 - ・ 所有者がインターネットを利用してユーザー登録を行うための方法を提示する。
 - ・ 販売事業者に対し、購入者の所有者情報を把握して提供するように依頼する。
- ③ 所有者にユーザー登録を促すための措置を講じる。
- (例)
- ・ ユーザー登録をしなければ機体を購入できない。
 - ・ ユーザー登録をしなければ機体を飛行させられない（操縦用のソフトウェアをダウンロードできない等）。
 - ・ ユーザー登録をしていれば保険の適用を受けられる。
 - ・ ユーザー登録をしていれば技術的サポートを受けられる。
- ④ 所有者情報を法令に基づき適切に管理する。
- ⑤ 警察や検察等の捜査機関からの法令に基づく照会に応じて所有者情報を提供する。

2. 販売事業者等による自主的取組

販売事業者は、自主的取組として次の取組を行う。また、ショッピングモール（インターネット上のものを含む）等の運営者は、無人航空機を販売する出店者（販売事業者）に対して自主的な取組を促す。

- ① 1. ①～③の自主的取組を行っている製造・輸入事業者の機体を販売する。
- ② 機体の購入者に対し、ユーザー登録を行うよう促す。

3. その他

無人航空機の安全な飛行を促進する観点から、無人航空機を自ら製造又は輸入して飛行させる者についても、その所属する団体等へのユーザー登録を自主的に進めること。

以上